

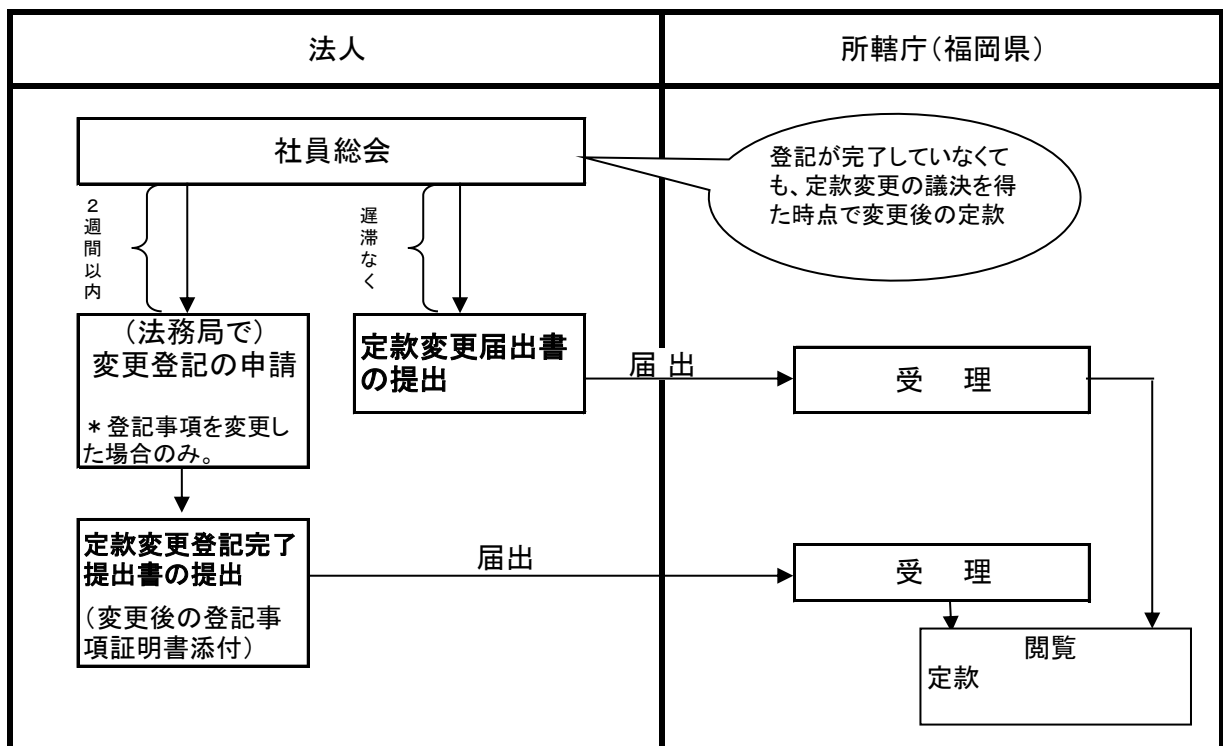
4 定款変更届出

(1) 手続の流れ

所轄庁の認証が必要とされている事項に該当しない場合は、所轄庁への届出だけで済みます。認証が必要な事項については、45頁を参照してください。

(主な届出事項)

- ① 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- ② 役員の定数
- ③ 資産に関する事項
- ④ 会計に関する事項
- ⑤ 事業年度
- ⑥ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関するものを除く。）
- ⑦ 公告に関する事項（貸借対照表の公告を含む。）



(2) 届出に必要な書類

	提出書類	部数	参照ページ	備考
1	定款変更届出書 (福岡県規則様式第6号)	1部	63	変更した条文について新旧条文の対照表、変更の時期を記載
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1部	64	議事録のコピー
3	変更後の定款	2部		

(3) 定款変更に伴い登記の変更を行った場合に提出する書類

	提出書類	部数	参照ページ	備考
1	定款変更登記完了提出書 (福岡県規則様式第7号)	1部	55	
2	変更後の登記事項証明書原本	1部		
3	変更後の登記事項証明書の写し	1部		